

不動産オーナー・自営業の皆さまへ

# 確定申告が 変わっています！

節税の無料診断を致します！！

平成17年から、青色特別控除額が変更され、従来の簡易簿記による45万円の特別控除が廃止となり、特別控除は、10万円・65万円の2種類のみとなります。

**65万円の特別控除を活用することで、大きな節税効果が見込めます。**

(例) 不動産収入 アパート10室 月家賃70万円 課税所得が400万円の場**合 約20万円節税**

そして、65万円の特別控除額を受け取るためには、複式簿記による「総勘定元帳」の作成が必要です。不動産オーナー様には、かなり困難な作業になります。このご案内を機会に、是非一度、ご相談ください。

65万円の特別控除額を受け取ることができるかどうか**無料**診断致します。

## 不動産のオーナー様

今年から特別控除枠が、大幅に減少すると聞いて、びっくりして、相談しました。ただ、山岡先生にお願いして、節税を実現できそうです。

広島市 製造業社長



## 事業を営まれている方

毎年、自分で確定申告をしていましたが、少しずつ売上げが伸びて、自分で申告するのが負担になりました。去年からお願いしていますが、節税を実現できて満足しています。

広島市 設計事務所G社



## 確定申告をお任せ下さい！！

山岡税理士事務所では、皆様からのご要望にお答えするべく、**節税に全力を尽くして、サポートをしています。**

## 確定申告料金目安

52,500円(税込)から～  
正確な料金については、  
別途お申し付け下さい。



## 土地・建物を売られた方

家の買い替えにより、土地を売りましたが、確定申告が分からず悩んでいました。自分で行なう手間がなくなって、ほっと一息です。

広島市 サービス業勤務



不動産オーナー・自営業の皆様を全力サポートします！

山岡税理士事務所

税理士 山岡 明夫

無料相談実施中！

〒731-5135 広島市佐伯区海老園一丁目8-5 TEL: 082-924-4166 FAX: 082-924-4168

詳しくは <http://www.yamaoka-tax.jp> E-mail: [info@yamaoka-tax.jp](mailto:info@yamaoka-tax.jp)